

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

1 計画の目的と位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」並びに児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」の性格を併せ持つます。

『福生市総合計画』の主要計画として策定します。

上位計画となる『地域福祉計画』や『高齢者福祉計画・介護保険事業計画』、『子ども・子育て支援事業計画』など、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

東京都が策定する『障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画』との整合・連携を図ります。

市が取り組むべき今後の障害者施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、同時に、市民や関係企業・各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。

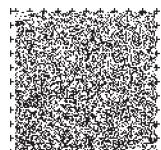
2 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

年度	平成 30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8
計画	障害者計画		障害者計画		障害者計画				
	第5期 障害福祉計画		第6期 障害福祉計画		第7期 障害福祉計画				
	第1期 障害児福祉計画		第2期 障害児福祉計画		第3期 障害児福祉計画				

3 計画の対象

本計画では、障害者手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象にするとともに、障害者の差別解消及び障害者への理解を促進するため、広く市民を対象とします。



基本
理念

安心・健やかに暮らせる 人にやさしい ノーマライゼーション社会の実現

基本
視点生み
出す

守る

育てる

豊かに
する

つなぐ

● 基本目標

1 障害のある人が元気に安心して 暮らせるまちづくり

一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援体制の整備をはじめとして、権利擁護の体制や福祉サービスの充実、福祉のまちづくりの推進など、様々な生活支援策を講じ、障害者の地域での見守りや災害時に支援する体制づくりを進めます。

● 施策の方向

- (1) 相談体制・情報提供の充実
- (2) 権利擁護体制の確立
- (3) 障害福祉サービスの充実
- (4) 意思疎通支援の充実
- (5) 経済的支援の実施
- (6) 地域の安全と災害時を想定した対応

2 子どもの健やかな発育・ 発達を支援するまちづくり（福生市障害児福祉計画）

障害の早期発見、早期療育のための体制の充実に努めるとともに、障害児を支援するサービスの充実や、受け入れる保育施設、学校施設等の環境の整備に努め、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育・保育がなされるようインクルーシブ教育の推進を図ります。

- (1) 障害の早期発見と障害児の療育支援
- (2) 切れ目のない障害児サービスの充実
- (3) 特別支援教育・インクルーシブ教育の推進

3 地域の理解のもと障害のある人も いきいきと参加しているまちづくり

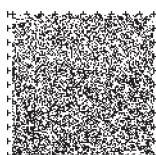
障害者が、個性や能力を最大限に發揮し、社会活動へその人らしくいきいざと参加している地域社会づくりを推進し、障害者への差別や偏見をなくし、障害への配慮が行き届き、障害の有無にかかわらず、共に安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

- (1) 障害の理解と合理的配慮の推進
- (2) 社会参加の促進
- (3) 外出支援施策の推進
- (4) 就労の支援・促進

4 障害のある人の地域生活の基盤づくり

障害者の地域生活支援体制を整えるため、「地域活動支援センター」など日中活動の場の確保、グループホームなどの居住の場の確保、「生活訓練」など各種支援サービスの実施により、障害者の地域生活を支援するための基盤づくりを進めます。

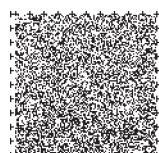
- (1) 日中活動の場の確保
- (2) 居住の場の確保
- (3) 保健・医療サービスの充実
- (4) 地域移行・地域定着の支援と促進



5 成果目標

国の基本指針に即し、東京都の基本的な考え方を踏まえ、本市では障害者の地域における日常生活及び社会生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る成果目標を次のとおり設定することとします。

成果目標	基本指針に定める目標	数値目標
福祉施設の入所者の地域生活への移行	令和元年度末時点における福祉施設入所者の6%以上を令和5年度末までに地域生活へ移行する。	3人
	令和5年度末時点における福祉施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%以上削減する。	1人減
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療、福祉関係者による協議の場の活性化に向けて取り組む。	—
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和5年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を各圏域に1箇所以上整備する。	1箇所
	地域生活支援拠点等機能を充実させ、令和5年度末までに、年1回以上運用状況を検証、検討する。	—
障害者就労支援事業から一般就労への移行	障害者就労支援事業から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上にする。	18人
福祉施設から一般就労への移行等	令和5年度に就労移行支援事業等から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上にする。	15人
	令和5年度に就労移行支援事業から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.30倍以上にする。	7人
	令和5年度に就労継続支援A型から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.26倍以上にする。	—
	令和5年度に就労継続支援B型から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.23倍以上にする。	8人
	令和5年度における就労移行支援事業等により一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業利用者を70%以上とする。	70%
	令和5年度末における就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合を70%以上とする。	70%
相談支援体制の充実等	令和5年度末までに相談支援体制の充実等にむけた取組の実施体制を確保する。	—
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	令和5年度末までに障害福祉サービス等の向上を図るために取組に係る体制を構築する。	—
障害児支援の提供体制の整備等	令和5年度末までに児童発達支援センターを1箇所以上確保する。	1箇所
	令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。	—
	令和5年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を1箇所以上確保する。	1箇所
	令和5年度末までに重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保する。	1箇所
	令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設ける。	—
	令和5年度末までに医療的ケア児支援のためのコーディネーターを配置する。	1人



6 障害福祉サービス・相談支援の提供見込み量一覧 月当たりの利用者数

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス		124人	128人	134人
日中活動系サービス	生活介護	110人	112人	114人
	自立訓練(機能訓練)	1人	1人	1人
	自立訓練(生活訓練)	6人	7人	8人
	就労移行支援	20人	20人	20人
	就労継続支援(A型)	17人	22人	27人
	就労継続支援(B型)	184人	207人	234人
	就労定着支援	5人	7人	10人
	療養介護	5人	5人	5人
	短期入所(福祉型)	35人	36人	36人
サービス居住系	短期入所(医療型)	1人	1人	1人
	自立生活援助	1人	1人	1人
	共同生活援助	84人	94人	106人
相談支援	施設入所支援	38人	38人	38人
	計画相談支援	108人	126人	147人
	地域移行支援	1人	1人	1人
	地域定着支援	1人	1人	1人

7 障害児通所支援サービスの提供見込み量一覧 月当たりの利用者数

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援		20人	23人	27人
医療型児童発達支援		1人	1人	1人
放課後等デイサービス		70人	78人	87人
保育所等訪問支援		1人	1人	1人
居宅訪問型児童発達支援		1人	1人	1人
障害児相談支援		27人	33人	41人

8 計画の推進体制

本計画を効果的・効率的に推進していくため、福祉・保健・医療分野を中心に全庁的な協力体制を確保しつつ、市民、事業者との連携・協働のもと、全力で取組を進めます。また、「福生市地域自立支援協議会」とも連携を図り、市内の障害福祉に関する課題とニーズの把握や協議を行いながら推進します。

